

滋賀県税条例第 21 条の 2 第 1 項第 3 号イおよびエの指定の基準等を定める要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県税条例第 55 号。以下「条例」という。）第 21 条の 2 第 1 項第 3 号イ（県内に事務所または事業所がない法人または団体に限る。）およびエの指定（以下「指定」という。）に関し、個人の県民税の控除対象となる法人または団体および公益信託を適切に審査するために、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第 2 条 知事が指定をしようとするときは、滋賀県税規則（昭和 25 年滋賀県規則第 55 号。以下「規則」という。）第 11 条の 2 第 1 項および第 11 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき指定の申請のあった法人または団体が実施する事業が次のいずれの基準にも合致するものでなければならない。

- (1) 公益財団法人等（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 3 号に掲げる寄附金の寄附先となる法人または団体をいう。以下同じ。）が定款等に掲げる目的に基づき実施する事業（公益信託に係る事業も含む。）で条例第 21 条の 2 第 1 項第 3 号イ（県内に事務所または事業所がない法人または団体に限る。）およびエの寄附金を充当しようとするもの（以下「寄附金控除対象事業」という。）が県内で確実に実施される見込みがあると認められるものであること。
- (2) 寄附金控除対象事業が県民の福祉の向上に資するものと認められるものであること。
- (3) 寄附金控除対象事業が県の実施する事業に密接な関わりがあると認められるものであること。

(指定の期間)

第 3 条 知事が指定をしようとするときは、次の指定の期間を定めることとする。

- (1) 寄附金控除対象事業の終了が見込まれる日までの間
 - (2) 寄附金控除対象事業が終了が見込まれる日が明らかでない場合は、指定があった日から 1 年を経過する日の前日までの間
- 2 前項の指定の期間の終了後も寄附金控除対象事業の実施が確認できる書類が提出された場合には、前項の指定の期間を当該書類で確認できる期間まで延長する。
- 3 知事は、第 1 項の指定の期間が終了するまでの間においても、寄附金控除対象事業が終了したと認める場合は、当該指定の取消しをすることができる。
- 4 前項の取消しをしたときは、直ちに当該公益財団法人等または公益信託の受託者に通知をしなければならない。

付 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 28 日から施行する。